

平成 29 年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

第 1 2 2 号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例の
一部を改正する条例

第 1 3 0 号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人法の一部改正の主な内容

目 次

ページ

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組み | 1 |
| 2 | 法人の内外からの業務運営を改善する仕組み | 3 |

市民健康部
平成 2 9 年 1 1 月



地方独立行政法人法の一部改正の主な内容

1 P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組み

(1) 評価主体を評価委員会から設立団体の長に変更

中期目標策定者である設立団体の長が、地方独立行政法人が行った業務の実績（以下「業績」という。）の評価を実施することにより、中期目標の策定、業績の評価、評価結果に基づく改善命令等を設立団体の長が一貫して担い、法人の業績に対する設立団体の長の責任を明確にし、P D C A サイクルの実効性を高める。

区分	現行	法改正後
中期目標策定	設立団体の長	設立団体の長
法人の業績評価	評価委員会	設立団体の長
業務改善	評価委員会が勧告	設立団体の長が命令

(2) 中期目標に係る業績評価の時期の見直し

中期目標期間に係る業績評価の時期を、中期目標期間終了後だけではなく、新たに1年前倒しして、中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うことで、次期中期目標の策定などに反映させることを可能とし、中期目標管理の実効性を高める。

（中期目標期間が4年の場合）

区分	中期目標期間（4年間）				次期中期目標
業績	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	1年度目

評価の実施		1年度目の業績評価	2年度目の業績評価	3年度目の業績評価	4年度目の業績評価
				中期目標期間 終了時に見込まれる業績評価	中期目標期間の業績評価

法改正で、評価委員会は、中期目標期間終了時に見込まれる業績について意見を述べる。



・法人の存廃を含めた業務・組織の見直し
 ・次期中期目標の策定

(3) 中期目標の具体化

目標の達成度を適正に評価できるように、定量的指標を用いながら中期目標を具体的に明記する。

(4) 評価委員会の役割の変更

設立団体の長を評価主体へと変更することに伴い、業績に対する評価委員会の役割が次のとおり整理された。

項目	現行	法改正後
ア 中期目標の策定・変更	設立団体の長が、評価委員会の意見を聴いた上で策定・変更	変更なし
イ 中期計画の認可	設立団体の長が <u>評価委員会の意見を聴いた上で認可</u>	<u>評価委員会の意見を要しない</u>
ウ 各事業年度の業績評価	<u>評価委員会</u> が評価	<u>設立団体の長</u> が評価
エ 中期目標期間の業績評価	<u>評価委員会</u> が評価	<u>設立団体の長</u> が評価
オ 業務運営の改善	<u>評価委員会</u> が改善勧告	<u>設立団体の長</u> が改善命令
【新設】 カ 中期目標期間終了時に見込まれる業績評価		<u>設立団体の長</u> が <u>評価委員会の意見を聴いた上で評価</u>
キ 中期目標期間終了時の検討及び所要の措置	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で検討	変更なし

※ 評価委員会の役割は、ア、カ及びキに限定された。

2 法人の内外からの業務運営を改善する仕組み

(1) 法人の長（理事長）及び監事の任期

理事長の責務は、中期目標の達成にあることを明確化するため、理事長をはじめとする役員（監事を除く）の任期は、中期目標期間に対応させる。

監事の任期は、監事の独立性や職務遂行の安定性を確保するため、理事長の任期に対応させつつ、決算関連業務を考慮するため、中期目標期間の最終年度の財務諸表承認の日までとする。

(役員任期)

現行	法改正後
役員任期は、4年以内において定款で定める期間とする。	役員（監事を除く）の任期は、中期目標の期間を考慮した上で、中期目標の期間又は4年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。 監事の任期は、理事長の任期に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(2) 監事の職務及び権限の強化

監事は、地方独立行政法人の業務の能率的かつ効率的な運営を確保するため、専門的な知識を要する財務内容等の監査を含む業務監査全般を行うこととしていたが、監事の調査権限を具体的に定めた規定はなかった。

このため、監事はその役割を果たすため、役員からの報告徴収と調査の実施、役員の不正行為に関する報告、監査報告書の作成等監事の職務及び権限が明文化された。

(3) その他の改正

理事長及び監事の任命方法などの規定が新たに整備された。

